

「そらち流『安・近・炭』観光推進事業（カフェ巡り誘客促進事業）」 委託業務公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

「そらち流『安・近・炭』観光推進事業（カフェ巡り誘客促進事業）」委託業務

2 委託業務の目的等

新型コロナウイルス感染症の影響により、空知管内の観光入込客数は減少しているとともに、コロナ禍における観光の姿として、国内旅行やマイクロツーリズムが推進されるなど、観光を取り巻く環境は大きく変容しており、新たな観光需要への対応が必要となっている。

一方で、空知管内には、おしゃれな「カフェ」や「ファームレストラン」が多く立地しており、近接する都市部などから多くの観光客が足を運んでいるが、「空知エリア＝カフェやファームレストランのあるエリア」というイメージは希薄である。

こうしたことから、空知管内の「カフェ」や「ファームレストラン」を紹介するパンフレットを作成するほか、店舗への来訪を促すキャンペーンを実施するなど、女性をターゲットにした空知らしいマイクロツーリズムを推進するとともに、空知管内の「カフェ」や「ファームレストラン」をパッケージ化して、情報発信していくことで、空知に新たなブランドイメージの創出と定着を図り、誘客を促進する。

なお、令和3年度に南空知エリアを対象に実施したことから、令和4年度は、中・北空知エリアを対象に実施する。

3 委託業務内容及び実施方法等

(1) 空知管内の「カフェ」や「ファームレストラン」を紹介するパンフレットの作成

30代半ば～50代の女性をターゲットに、空知管内（中・北空知エリア）の「カフェ」や「ファームレストラン」を紹介するパンフレットを作成し、広く情報発信が図られるよう配布をすること。

ア パンフレットの基本的コンセプト

30代半ば～50代の女性をターゲットとした空知管内（中・北空知エリア）の「旅の目的地にしたいカフェやファームレストラン」を紹介するパンフレットとすること。

なお、閲覧者にとって、シチュエーションに合わせた選択が出来るよう、「こだわりのごはん提供」や「こだわりの景観提供」などのジャンルを設けるとともに、閲覧者にとって、旅の目的地となるよう、そのカフェやファームレストランならではの「こだわり」や「魅力的な情報」を取材などを通して収集し、掲載すること。

また、全体として、写真を効果的に使用するとともに、店舗イメージが伝わるような訴求力のある内容とすること。

なお、中空知エリアとは、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町のことを指し、北空知エリアとは、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町を指す。

イ パンフレットの内容

(ア) 印刷部数

10,000部を基本とする。

(イ) 規格

持ち運びしやすい大きさ（A5版を想定）、フルカラー（4色）とする。

(ウ) 掲載写真

掲載写真については、本パンフレットのほか、空知総合振興局等が食・観光PRに使用する許諾確認を行うこと。

(エ) パンフレットについては、電子ブック（デジタルブック）も作成すること。

ウ パンフレットの配布

作成したパンフレットについて、広く普及・啓発が図られるよう、周知効果の高い設置場所に配布すること（空知管内の各市町及び各観光協会を除く）。なお、配布部数は、別途協議すること。

エ パンフレットの冊子データの提供

作成したパンフレットの冊子データについて、PDF形式及びillustrator形式で提供するとともに、パンフレットに掲載の写真データも併せて提供すること。

(2) 第三者の意見聴取の実施

ターゲットとする30代半ば～50代の女性の嗜好などをパンフレットの作成に反映するために、ターゲット層に合致した者から意見聴取をする機会を設けること。

ア 第三者からの意見聴取の実施

パンフレット作成の過程において、ターゲットとする30代半ば～50代の女性の嗜好などを適確に反映するため、空知管内の魅力を発信する業務に携わったことがあるなど、空知管内との関係性が深く、ターゲット層に合致した者から意見聴取する機会を設けること。

(3) パンフレット掲載店舗への来訪を促すキャンペーンの実施

パンフレットの発行後、ただちに、パンフレット掲載店舗への来訪を促すためのキャンペーンを期間限定で実施すること。なお、キャンペーンの実施にあたっては、多くの来訪を促すため、広く情報発信を行うこと。

また、終了後は、キャンペーン利用者数などの統計を集計すること。

ア キャンペーンの実施期間

1か月以上を基本とする。

(4) 道内メディア等へのセールスコール

空知に「カフェやファームレストランのあるエリア」という新たなブランドイメージの創出と定着を図るため、道内メディアへのセールスコールを行うこと。

(5) 報告書の作成

キャンペーン利用者数や道内メディア等へのセールスコールの結果などを報告書としてまとめ、DVDもしくはCD-R等の媒体1体及び紙媒体2部を作成すること。

4 提案にあたっての留意事項

委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道空知総合振興局に帰属するものとする。

5 委託期間

委託契約締結日から令和5年（2023年）3月17日（金）まで

6 予算上限額

1,693千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

※ 本業務は、令和4年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務

の内容及び積算上限額が変更になる場合又は事業が中止になる場合があるほか、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合があります。その場合は、道と提案者の双方の協議により、提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

7 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 業務実施体制及び業務遂行能力

- ア 業務を遂行するにあたっての実施体制が整っているか。
- イ 過去の実績等から、当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

(2) 事業スケジュールの妥当性

- ア 事業全体のスケジュールは適切か。

(3) パンフレットの提案内容及び配布の方法

- ア 作成するパンフレットの内容は、業務の目的を踏まえたものとなっているか。
- イ 30代半ば～50代の女性をターゲットとした内容となっているか。
- ウ 写真、デザイン、文書表現などにおいて、読者に対する訴求力が期待できる内容となっているか。
- エ 作成したパンフレットの配布は、広く普及・啓発を図ることが期待できる配布先となっているか。

(4) 第三者からの意見聴取の実施方法

- ア 意見聴取の内容は、業務の目的を踏まえたものとなっているか。
- イ 意見聴取の対象者は、ターゲットとなる30代半ば～50代の女性の嗜好などを適確に反映できる者となっているか。

(5) キャンペーンの実施方法

- ア パンフレット掲載店舗への来訪を促すキャンペーンは、より魅力的かつ効果的なキャンペーンの実施内容となっているか。

(6) 道内メディア等へのセールスコールの実施方法

- ア 道内メディア等へのセールスコールは、効果的なセールスコールとなるような内容となっているか。
- イ 道内メディア等へのセールスコール先は、適確なセールスコール先となっているか。

(7) 業務に対する姿勢等

- ア 業務への姿勢、受注に対する熱意等があるか。

8 選定業者数

1者を選定する。

9 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

10 参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和4年（2022年）3月15日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(2)の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第1号様式））。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

11 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道からの企画提案書提出の要請を受けた者は、「そらち流『安・近・炭』観光推進事業（カフェ巡り誘客促進事業）」委託業務』の企画提案書を提出してください。

12 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。
- (4) 提出部数は8部です。
なお、企画提案書の社名は1部のみに記入し、残り7部には記入しないでください。
- (5) 提案内容は、すべて企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。また、提出された企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

13 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

14 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差し替え又は再提出は認めません。

15 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 担当：松本、佐々木

電話番号 0126-20-0185 (直通)

FAX番号 0126-25-9712